○近畿大学における競争的研究費等に係る間接経費の取扱に関する規程

（令和４年12月１日）

（目的）

第１条　この規程は、近畿大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等に係る間接経費の取扱いに関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　近畿大学における競争的研究費等の取扱に関する規程第３条に定める競争的研究費等に係る間接経費について、この規程を適用するものとする。

（定義）

第３条　間接経費とは、競争的研究費等による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として充当し、本学が使用する経費をいう。ただし、一般管理費名目で受け入れる場合は、近畿大学受託・共同研究取扱規程に準拠して取り扱うものとする。

（間接経費の額）

第４条　本学における間接経費は、直接経費額の30％に相当する額とする。ただし、当該競争的研究費等拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

（間接経費の納付等）

第５条　本学において経理処理を行う競争的研究費等を得た研究者（教員）は、当該間接経費を本学に納付する旨を申し出なければならない。

２　当該研究者（教員）が、他機関等へ移籍し、又は当該競争的研究費等による研究を廃止する場合は、直接経費の残額の30％に相当する額の間接経費を当該研究者（教員）へ返還するものとする。

（間接経費の配分）

第６条　科学研究費助成事業等に係る間接経費は、原則として、当該研究費を獲得した研究者（教員）の所属に50％を、また、その事務部門に50％を、それぞれ配分するものとする。

２　本学において、受託研究として取り扱う研究費に係る間接経費は、当該研究費を獲得した研究者（教員）が、東大阪キャンパスに所属する場合は法人事務部門に、他キャンパス等に所属する場合は研究者（教員）の所属に、その全額を配分するものとする。

（間接経費の執行・管理）

第７条　間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年４月20日競争的資金に係る関係府省連絡申し合わせ）に基づき、適切に執行しなければならない。

２　間接経費の執行・管理は、東大阪キャンパスにおいては大学運営本部学術研究支援部にて、また、他キャンパス等においては配分を受けた研究者（教員）の所属する事務部（室）にて、それぞれ執り行うものとする。

３　前項に基づく間接経費の執行・管理部署は、当該間接経費の執行使途・計画についてあらかじめ学内決裁にて承認を得たうえで、これを執行するものとする。

（報告）

第８条　本学における間接経費の学内報告は、その執行・管理部署にて別途定める間接経費執行実績報告書を作成して行うものとし、大学運営本部学術研究支援部が定める期日までに提出しなければならない。

２　前項による学内報告がなされた場合は、大学運営本部学術研究支援部にて、その実績をとりまとめ、当該競争的研究費等拠出元の機関に対して、定められた期日までに所定の報告を行わなければならない。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができる。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年５月１日）

この規程の改正は、平成23年５月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日）

この規程の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年12月１日）

この規程の改正は、令和４年12月１日から施行する。